

裁量労働制の改正経緯

	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制
62年	労働基準法改正	
63年	<p>○専門業務型裁量労働制の創設 通達により次の5業務を例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品又は新技術の研究開発等の業務 ・情報処理システムの分析又は設計の業務 ・記事の取材又は編集の業務 ・デザイナーの業務 ・プロデューサー又はディレクターの業務 	
平5年	労働基準法改正	
9年	<p>○通達により例示していた対象業務を労働省令で特定</p> <p>○専門業務型裁量労働制の対象業務拡大(6業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告、宣伝等における商品等の内容、特長等に係る文章の案の考案の業務(いわゆるコピーライターの業務) ・公認会計士の業務 ・弁護士の業務 ・一級建築士の業務 ・不動産鑑定士の業務 ・弁理士の業務 	
10年	労働基準法改正	
12年 14年	<p>○専門業務型裁量労働制の対象業務拡大(7業務追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営において情報処理システムを活用するための問題点の把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言の業務(いわゆるシステムコンサルタントの業務) ・建築物内における照明器具、家具等の配置に関する考案、表現又は助言の業務(いわゆるインテリアコーディネーターの業務) ・ゲーム用ソフトウェアの創作の業務 ・有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務(いわゆる証券アナリストの業務) ・金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務 ・二級建築士及び木造建築士の業務 ・税理士の業務 ・中小企業診断士の業務 	<p>○企画業務型裁量労働制の創設</p>
15年	労働基準法改正	
	<p>○専門業務型裁量労働制について、健康・福祉確保措置、苦情処理措置の導入</p> <p>○専門業務型裁量労働制の対象業務の拡大(1業務追加)</p> <p>・学校教育法に規定する大学における教授研究の業務(主として研究に従事するものに限る。)</p>	<p>○企画業務型裁量労働制を実施することができる事業場要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社等の事業運営上の重要な決定が行われる事業場に限定しないこととされた <p>○企画業務型裁量労働制について、労使委員会の議決要件等の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労使委員会が行う決議について全員の合意から5分の4以上の多数によるものとした ・労働者を代表する委員についてあらかじめ事業場の労働者の過半数の信任を得ることとする要件を廃止した ・労使委員会の設置届出を廃止した ・定期報告を行う事項を労働者の労働時間の状況及び健康福祉確保措置の実施状況に限ることとした